

ドイツにおける団体制裁立法の動向

——政府草案の手続法規定を中心に——

松原久利

- 一 はじめに
- 二 政府草案の規定
- 三 評価
- 四 おわりに

一 はじめに

2020年8月7日、ドイツ連邦政府は、「経済における廉潔性強化のための法律」政府草案を連邦参議院に提出した¹⁾。その第1章にあるのが「団体に関連する犯罪の制裁に関する法律(団体制裁法)」である。ドイツにおいては、企業等の団体の構成員による団体に関連する犯罪・秩序違反に対しては、秩序違反法により、団体に対して過料を科することで対処してきた(秩序違反法30条、130条)。政府草案は、このような秩序違反法による過料だけでは不十分であり、団体制裁法を導入して、団体に対して有効、適切かつ威力のある制裁を科すことが必要であるとする。

団体制裁法の必要性の根拠としては、第1に、現代の組織化社会において、市場で活動する法人・人的会社の増加、被害総額の半数以上を占める経済犯罪に関して、企業に対する刑事訴追は不十分であり、手続の打ち切り率も高いこと、第2に、個人責任を問う伝統的な個人刑法では、経済犯罪の問題を

1) BR Drs.440/20 (07.08.20) (Gesetzesentwurf der Bundesregierung, Entwurf eines Gesetz zur Stärkung der Integrität in der Wirtschaft).

解決できないこと、第3に、現行秩序違反法による過料という制裁は、団体の犯罪を予防するためには不十分であること、第4に、団体に対する行政制裁である過料が刑罰と同様の意義を有するのであれば、刑罰と同じ原理に服さなければならないはずであること、第5に、コンプライアンス・プログラムは過料額の算定にあたって制度的に考慮されていないために、企業にとってのコンプライアンス措置のための明確なインセンティブに欠け、予防的構造を促進・強化することが重要であることなどが指摘されてきた²⁾。

手続に関しては、1) 秩序違反法においては、団体過料は起訴便宜主義に服することから、団体過料の賦課は訴追機関の裁量の下にあるために、汚職・経済・環境犯罪の分野において、しばしば訴訟の開始に至らず、適用の欠陥に至り、不十分かつ不統一な訴追実務は、耐え難い不平等に至る³⁾、2) 内部調査の実行の考慮は明確には規定されておらず、どのような条件で刑事手続において考慮できるのかは不明確なままであり、内部調査からの書類の差押えの可能性の範囲、企業従業員の証言拒否権の問題に関する判例は不統一である⁴⁾との問題点が指摘されてきた。

2020年8月7日に連邦参議院に提出された政府草案は、1) 起訴法定主義を採用し、2) 団体の弁護と団体の内部調査を峻別する。そこで、本稿は、政府草案の手続法規定を概観し、このうち特にこの2点を中心に検討することとする。

2) Entwurf eines Gesetzes zur Einführung der strafrechtlichen Verantwortlichkeit von Unternehmen und sonstigen Verbänden ([https://jstiz.nrw.de/jumiko/beschlusse/2013/herbstkonferenz 13/zw3/TOP_II_5_Gesetzentwurf.pdf](https://jstiz.nrw.de/jumiko/beschlusse/2013/herbstkonferenz%2013/zw3/TOP_II_5_Gesetzentwurf.pdf)) (以下、Begründungと略記する) S.20ff., BR-Drs.440/20 (Begründung), S.46ff., BMJV, Gesetzentwurf zur Stärkung der Integrität, 16.Juni 2020, Fragen und Antworten, S.1ff.

3) BR-Drs.440/20 (Begründung), S.51, Henssler/Hoven/Kubiciel/Weigend, Kölner Entwurf eines Verbandsanktionengesetzes, NZWiSt 2018, S.1 (5).

4) BR-Drs.440/20 (Begründung), S.52.

二 政府草案の規定

1 刑事訴訟法の準用

(1) **総則規定 (24条)** : 「(1)制裁手続については、本法律に別に定めがない限り、刑事訴訟に関する一般法規定、すなわち刑事訴訟法および裁判所構成法の規定を準用する。

(2)郵便物および電信の差押さえ、ならびに郵便および電気通信の秘密に属する情報に関する情報請求は、制裁手続においては許されない。」

(2) **手続における地位 (27条)** : 「団体には、制裁手続において、刑事訴訟法の被疑者に関する規定を準用する。」

団体制裁法に基づく団体行為の訴追に関する訴訟は、原則として刑事訴訟法が準用される。その一貫した帰結として、秩序違反法とは異なり、原則として団体にはすべての被疑者の権利が与えられる。加えて、この刑事訴訟法への指示は、秩序違反法30条に基づく団体過料に対する独自性を強調する。なぜなら、これにより起訴法定主義が妥当するからである。このことは、団体制裁法3条の文言 (wird...verhängt) により明らかにされる。起訴法定主義により、現行法が平等かつ統一的に適用されることが確保される。ただし、訴追強制には例外があり、刑事訴訟法に基づく起訴便宜主義からの打ち切りの可能性が含まれ、政府草案35条以下の団体に対する特別な打ち切り事由がこれを補充する⁵⁾。

さらに、刑事訴訟法の準用は、柔軟な訴訟構成を可能にする。管理的職員と団体は、統一的な手続において訴追できる。もっとも、複数の行為関与者の訴追の場合と同様に、管理的職員および団体に対して独立の手続を遂行することが可能である。また、原則として、刑事訴訟法上の捜査処分、証拠申

5) BR-Drs.440/20 (Begründung), S.55, 104ff.

請権、上訴の適用可能性が明らかになる⁶⁾。

2 特別規定

政府草案23条から53条までは、特に団体行為に関して必要な手続上の特別規定である。

(1) **団体の代理 (28条)** : 「(1)団体は、制裁手続において、法定代理人より代理される。

(2)団体行為の被疑者は、代理から除外される。

(3)民事訴訟法51条2項を準用する。」

(2) **特別代理人 (29条)** : 「(1)団体に法定代理人がない、または団体のすべての法定代理人が代理から除外されている場合、事件が係属している裁判所の裁判長は、法定代理人の就任までに特別代理人を選任する。特別代理人は、手続において法定代理人の地位を有する。特別代理人は、団体のための効果を伴い、弁護に必要なすべての訴訟行為を行うこと、ならびに意思表示をすること、および受領することができる。

(2)長期間にわたって数人またはすべての法定代理人の不在、またはその者に存在するその他の障害が、本案手続または公判の開始または遂行を妨げる場合、手続遂行の利益が団体の利益を上回るときは、裁判所は、1項に基づき団体に特別代理人を選任することができる。

(3)特別代理人の選任は、公訴提起以前に、訴追官庁の請求に基づいて行われる。任命については以下の区裁判所が管轄を有する。

1. その区に訴追官庁または請求する支所が所在地を有する、
2. その区に団体がその所在地または支店を有する、
3. 訴追官庁が手続の迅速化のために必要と考えた場合、刑事訴訟法162条1項(捜査判事)により訴追官庁により請求された裁判所の尋問について管轄を有する。」

(3) **団体の代理人の尋問 (33条)** : 「(1)制裁手続において、事件について

6) BR-Drs.440/20 (Begründung), S.55.

意見を述べること、あるいは証言をしないことは、団体の法定代理人の裁量にゆだねられる。被疑者の尋問に関する刑事訴訟法の規定は、団体の法定代理人の尋問に準用する。刑事訴訟法134条(勾引)は適用しない。

(2)他の手続において、団体の法定代理人は、証人として、その回答が、団体に、団体行為が有責とされる(3条)危険を招くような問題に対する情報提供も拒絶することができる。刑事訴訟法55条2項(応答拒絶権)および56条(拒絶理由の疎明)は、これを準用する。]

(4) **法定代理人の本人出頭命令(44条)**：「裁判所は、事態の解明のために、または刑事訴訟法329条3項または4項(被告人の不出頭)の場合に、1人または複数の団体の法定代理人の本人出頭を命じることができる。当人が十分な弁明なく出頭しない場合、送達によりその可能性を告知して召喚されたときは、裁判所はその勾引を命じることができる。]

(5) **団体の法定代理人不出頭の公判(45条)**：「団体が正規に召喚され、召喚において、法定代理人の不出頭でも審理することができることを告知された場合、団体の法定代理人が出頭しなくとも、公判を遂行することができる。その他、刑事訴訟法232条(被告人不出頭の公判)2項から4項までは準用する。]

(6) **情報提供義務(49条)**：「(1)団体制裁の賦課が考慮される場合、団体は、請求に基づき、訴追官庁または裁判所に、最近3事業年の年間売上げに関する情報を提供し、対応する書類を引き渡さなければならない。その限りで27条は適用されない。

(2)1項に基づいて、団体に、情報を提供し、書類を引き渡す義務がある場合、団体の法定代理人は、証人として尋問される。証人に関する規定、すなわち刑事訴訟法48条から71条、95条、161a条および163条は準用する。その限りで33条は適用されない。]

第1に、28条は、制裁手続における団体の代理および法定代理人の地位を規定する。手続における代理に関する規定は重要であるが、従来の刑事訴訟

法には団体の代理に関する一般規定がなかった、そこで、本条1項は、明確に団体が手続において、その法定代理人、すなわち法律・規則により代理権を有する機関により代理されることを規定する⁷⁾。

第2に、団体およびその法定代理人に刑事訴訟法が準用できるかという問題が生じるが、この点について、政府草案は、規定が法定代理人に適用可能である限りで、これを規定する。たとえば、所在調査に関する32条、法定代理人の尋問に関する33条等である⁸⁾。

第3に、29条1項は、代理権を有する機関代理人がない場合についての特別規定である。44条第2文および45条は、たしかに代理人は存在するが、事実上手続において団体の代理をすることができない場合のための規定である⁹⁾。団体の出頭の強制可能性の欠如から、自然人に対する訴訟とは異なる規定が適用されなければならないことが明らかになる。加えて、団体は自ら行為することはできず、つねにその機関代理人により代理されなければならないのであるから、自然人の場合とは異なり、公判における団体の出頭には、それほどの意義は認められない。したがって、45条は、団体の出頭における弁論に関して、広範な可能性を規定する¹⁰⁾。

第4に、27条において規定された団体の被疑者としての地位から、33条は、団体の法定代理人に黙秘権を認める。ここから、刑事訴訟法134条（勾引）の場合を除いて、刑事訴訟法133条以下における被疑者の尋問に関する規定が準用される¹¹⁾。

第5に、49条は、競争制限防止法81b条に倣った団体の情報提供義務に関する規定であるが、刑事訴訟法の特殊性を規定する。情報提供義務は、行為非難に関連するものではなく、制裁の範囲および決定にとって重要な団体の売上げに関するものである。自己負罪の自由違反は、そこには見られない。

7) BR-Drs.440/20 (Begründung), S.56,106.

8) BR-Drs.440/20 (Begründung), S.56, 107.

9) BR-Drs.440/20 (Begründung), S.56.

10) BR-Drs.440/20 (Begründung), S.57.

11) BR-Drs.440/20 (Begründung), S.100.

自己負罪原則は、連邦憲法裁判所判例によれば、その本質により、法人には適用できないからである¹²⁾。さらに、証言により経済的不利益（のみ）が差し迫り、あるいは生じる場合、刑事訴訟法55条に基づく情報提供拒絶権も生じないのである¹³⁾。

(7) 訴追免除

(a) **軽微性を理由とする訴追免除 (35条)**：「(1)刑事訴訟法153条1項（軽微犯罪を理由とする訴追免除）は、団体行為の意義が、また、3条1項2号の場合、団体行為回避のための適切な措置の懈怠の重大性および程度も軽微であると解される場合、かつ訴追に公の利益が存在しない場合には、公判開始に関し管轄を有する裁判所の同意を得て、団体の訴追を免除することができるという条件付きで適用する。団体行為により惹起された結果が軽微である場合は、裁判所の同意を要しない。3条2項の場合には、訴追免除は考慮されない。

(2)公訴が提起された後は、裁判所は、手続のどの段階においても、1項の要件の下で、訴追官庁および団体の同意を得て、手続を打ち切ることができる。公判が40条（一時的障害および訴訟障害の場合の手続の打ち切り）に掲げられた理由から遂行できない、または45条（団体の法定代理人の不出頭の場合の公判）に基づき代理人の出頭なしに遂行される場合は、団体の同意を要しない。裁判は、決定により行われる。」

(b) **団体に対する重大な結果の場合の訴追免除 (37条)**：「(1)刑事訴訟法153b条1項は、団体が団体行為により制裁の賦課が明らかに誤りである重大な結果を被った場合、公判開始に関し管轄を有する裁判所の同意を得て、団体の訴追を免除することができるという条件付きで適用する。(2)公訴が提起された後は、裁判所は、公判開始までに、訴追官庁および団体の同意を得て、手続を打ち切ることができる。」

12) BVerfG, Beschluss vom 26.2.1997, 1BvR2172/96, NJW 1997, 1841 (1843f.).

13) BR-Drs.440/20 (Begründung), S.57,118f.

理由書によれば、政府草案24条1項で準用される刑事訴訟法152条2項（起訴法定主義）により適用される起訴法定主義は、原則として適用される訴追強制の例外を規定することを必要とする。政府草案35条は刑事訴訟法153条に相当するが、軽微な責任を基準とするのではなく、むしろ、団体行為の意義および3条1項2号（特に重大な場合）の場合に団体行為回避のための適切な措置の懈怠の重大性・程度も軽微と認められることも重要である。3条2項2号の場合、軽微性を理由とする訴追免除は排除される。打ち切りの決定に際して、制裁の算定（15条）の範囲で関連する基準はすべて考慮される。35条に基づく訴追免除は、同時に実現された秩序違反の訴追を妨げない¹⁴⁾。

37条は、刑事訴訟法153b条（刑の免除が可能な場合の訴追免除）および刑法60条（刑の免除）の基礎にある法思想を受け入れ、団体自身が重大な損害を被った団体行為を理由とする団体に対する手続の打ち切りの可能性をもたらす。団体制裁法には刑の免除規定がないために、明文規定がなければ刑事訴訟法153b条を準用することはできないであろうとされる¹⁵⁾。

3 団体の内部調査

- (1) **団体の内部調査(16条)**：「団体の内部調査は、団体自身によっても、団体により委任された第三者によっても行うことができる。」
- (2) **団体の内部調査の場合の団体制裁の減輕 (17条)**：「(1)裁判所は、以下の場合、団体制裁を減輕すべきである。
 1. 団体または団体により委任された第三者が、団体行為および団体責任が解明できたことに本質的に貢献した、
 2. 委任された第三者または団体の内部調査に際して委任された第三者のために行為する者が、団体行為が制裁手続の基礎にある団体の代理人または被疑者でない、
 3. 団体または団体により委任された第三者が、訴追機関に不断か

14) BR-Drs.440/20 (Begründung), S.110f.

15) BR-Drs.440/20 (Begründung), S.112.

つ無制限に協力する、

4. 団体または団体により委任された第三者が、団体の内部調査終了後に、最終報告書、および団体内部調査にとって重要な、結論が依拠するすべての文書を含む、団体の内部調査の結果を、訴追機関に自由に利用できるようにする、
5. 団体の内部調査における質問（Befragung）が公正な手続の諸原則を遵守して実施される、特に、
 - a) 被質問者が、質問以前にその情報が被質問者に対する刑事訴訟で利用され得ることを指摘された、
 - b) 被質問者に、弁護士の補佐または従業員代表委員会（Betriebsrat）委員の立ち会いを求める権利が認められる、また、被質問者が質問以前にこの権利を告知された、また、
 - c) 被質問者に、質問の回答が被質問者自身または刑事訴訟法52条1項（被疑者または被告人の親族の証言拒絶権）に掲げられた親族を、犯罪または秩序違反を理由として訴追される危険にさらす質問に基づく情報を拒絶する権利が認められ、この権利が質問以前に被質問者に告知される。

(2) 1項5号の諸原則に基づく団体内部調査の実施を訴追機関に対して文書化する。

(3) 1項に基づく決定の場合、裁判所は、特に公表された事実の性質および範囲、行為の解明にとっての意義、公表の時期、団体による刑事訴追機関の支援の程度を考慮する。団体が団体内部調査の結果を公判手続開始（刑事訴訟法203条）後に初めて公表した場合、1項に基づく減軽は除外される。」

(3) **減軽の範囲（18条）**：「裁判所は、17条1項に基づいて団体金銭制裁を減軽する場合、9条1項から3項に定められた上限は半分に引き下げられ、定められた下限はなくなる。14条に基づく団体の有罪判決の公表命令は除外される。」

団体の内部調査の引き金は会社法上の要求であり (§§76 Abs.1, 93, 111AktG)、また、制裁軽減の要件として調査を要求するアメリカなどの他の法域からの強い影響がある。そのためには、刑事訴追機関による国家的事態解明と企業またはその助言者による私法上の調査の間の関係を明らかにする準則が必要であるが、従来このような法的枠組みはなかった。

そこで、団体制裁法の導入により、団体内部調査のための法的に安定した範囲、企業およびその助言者にとって法的安定性・予見可能性がもたらされる。また、制裁要件における公正な手続の原則により、企業従業員をも保護する。これは、第1に、差押え禁止の射程範囲の明確化に関する規定を含む。刑事訴訟法の改正により、許容される差押えの範囲が確定され、刑事訴訟法97条(差押えの禁止)と160a条(業務上の秘密に基づく証言拒絶権を有する者に対する処分)との関係が明らかにされる。第2に、16条から18条の規定により段階的な促進システムが導入される。企業の解明は、刑事訴追機関による事態の解明に現実にご貢献した場合には、制裁減輕的に考慮される。そのためには、本質的な解明への貢献(17条1項1号)と、包括的な協力(17条1項3号)が要件となる¹⁶⁾。

16条は、団体内部調査は、団体自身によっても、外部の調査指揮者によっても実施することができるとする。中小企業の場合、自ら行う必要があるからである。このような内部調査は、団体の弁護と区別すべきである(17条1項2号)。弁護は、団体が被疑者の地位を有し、外から強制される手続において権利保護に資するものである¹⁷⁾。

17条は、団体内部調査の場合の団体制裁の減輕について規定する。団体内部調査は、起訴法定主義から生じる職権捜査原則の抑制になつてはならず、訴追機関の捜査を代替すべきものではない。もっとも、団体内部調査は、司法機関による事態解明を支援し、有用な貢献をすることができるのであるから、この場合には、企業の解明行為は、それが実際に事態解明にご貢献した場

16) BR-Drs.440/20 (Begründung), S.92.

17) BR-Drs.440/20 (Begründung), S.93.

合には、制裁減輕的に考慮され得るのでなければならない。この場合、裁判所は団体制裁を減輕「すべきであり」、その裁量において羈束される¹⁸⁾。

また、団体内部調査と団体弁護との結合は、団体内部調査の結論の信頼性を弱め、刑事弁護委任との衝突に至り得る。有利・不利な事情を含む客観的な事態解明に資する内部調査と、訴訟上の権利を確保し、最も有利な事態を保護する弁護とは、機能的に区別される。この区別は、訴訟指揮者に対する独自性を保障し、その結果、調査結果の高い信頼性と訴追機関への信頼の前渡しになる¹⁹⁾。

制裁の減輕のためには、団体・団体から委任された第三者は、不断かつ無制限に捜査機関に協力しなければならない（1項3号）。遅くとも、団体内部調査終了とともに、結論の基になるすべての重要な文書を含む、その結論を、捜査機関が利用できるようにしなければならない（1項4号）。

制裁減輕のためには、法治国家原理から、団体内部調査は、公正な手続の諸原則を遵守して実施されるのでなければならない。具体的には、情報が被質問者に対する刑事訴訟において利用され得ることが示されなければならない（1項5号a）、弁護士または従業員代表委員の補佐を求める権利が認められ（同号b）、自己または親族が訴追される危険にさらされるような質問に対する情報提供拒絶権が認められ、このことが質問以前に被質問者に告知されることである（同号c）。したがって、自己負罪強制の下で行われた証人の陳述には、乏しい証拠価値しか与えられない。これにより、団体・その助言者にとって法的安定性がもたらされる²⁰⁾。

18条は、減輕の範囲を規定する。適用可能な法定制裁を減輕する場合は、半分にまで引き下げられ、かつ下限はなくなる（第1文）。18条に基づく減輕の場合、有罪判決の公表は除外される（第2文）。これにより、行われた解明がどの範囲で斟酌されるべきであろうかが団体にとって予見可能な

18) BR-Drs.440/20 (Begründung), S.93f.

19) BR-Drs.440/20 (Begründung), S.94f.

20) BR-Drs.440/20 (Begründung), S.96.

る²¹⁾。

三 評 価

1 刑事訴訟法の準用

24条1項の制裁手続への広範な刑事訴訟法の準用については、どの規定が団体制裁手続に適用可能であるのかは不明確であり、不当に司法の過重負担となり、長すぎる、かつ複雑すぎる手続に至る恐れがあるとして、懸念が表明されている²²⁾。また、一般的な刑事訴訟法の適用が命じられるのであるから、24条2項における捜査権限の排除は必要ないとして、削除が提案されている²³⁾。

これに対して、連邦政府は、連邦参議院の提案を拒否する。制裁手続のための特別な刑事訴訟法の方が司法に過度の負担をかけ、ドイツの刑事司法が信頼してきた訴訟法を利用することができるとする²⁴⁾。また、24条2項は、比例性の理由から、郵便・電機通信を侵害する処分を、具体的な個々の団体行為の被疑者に制限するものであるから、削除は考慮しないが、改正の提案を検討するとする²⁵⁾。

2 特別規定

(1) 軽微性を理由とする訴追免除 (35条) 軽微性を理由とする訴追免除・

21) BR-Drs.440/20 (Begründung), S.98.

22) BR-Drs.440/20 (Beschluss), S.14.

23) BR-Drs.440/1/20 (Empfehlungen), S.29, BR-Drs.440/20 (Beschluss), S.15.

24) BT-Drs.19/23568, S.154. なお、ミュンヘン草案は、「団体制裁法は、刑法と秩序違反法と並ぶ、第3の道であるとする (Saliger/Tsambikakis/Mückenberger/Huber (Hrsg.), Münchner Entwurf eines Verbands-sanktionengesetzes, 2019, S.66.)。

25) BT-Drs.19/23568, S.154. Vgl. Schweiger, Quo vadis Verbandsanktionenrecht?, ZIS 2021, S.137 (147).

手続の打ち切りの可能性(35条)の必要性は広く承認されている²⁶⁾。しかし、軽微性の判断基準については、訴追機関に羈束裁量を認め、複数の管理的職員の関与や累犯のように重大な場合には、例外的な場合のみ訴追免除を可能にすることで、統一的な法適用を確保するために、連邦参議院は、以下のように提案する。「(1)団体の訴追は、訴追機関の義務的裁量にある。この場合、第三者にとっての団体制裁の効果と並んで、特に、以下の理由から、捜査と結びついた費用が、事件の意義または有罪の場合に想定される制裁と均衡しているかどうかを考慮する。

1. 非難可能性の重点が、個人の責任領域にある、
2. 団体行為が人的または経済的に団体行為の行為者と同一であり、かつ個人の処罰と並んで団体の制裁が必要ではないと思われる、
3. 団体行為によって、団体に公の利益が訴追を要求しないほど重大な結果が及ぶ、
4. 団体が、経営財産および固有の業務を有さず、かつそれゆえ制裁が必要でないと思われる。

決定は文書により行われる。

(2)制裁賦課が、団体行為の意義および重大性または団体行為回避のための適切な措置の懈怠の重大性および程度ゆえに、団体への作用のために必要である場合、訴追機関は団体の訴追を免除しない。

これは、通常以下の場合である。団体行為が、

1. 管理的職員により行われた、
2. 団体行為に下限に高められた自由刑が規定され、かつ複数の管理的職員がそれに関与した、
3. 団体の管理的職員の同種行為が先行する。』²⁷⁾

26) BR-Drs.440/1/20 (Empfehlungen), S.5f, BR-Drs.440/20 (Beschluss), S.5ff.

27) BR-Drs.440/1/20 (Empfehlungen), S.5f, 10. これを支持するのは、Schweiger, a.a.O. (Anm.25), ZIS 2021, S.137 (.141).

1項1号、2号のような場合には、団体に課せられた義務に違反し、団体の利得に至る従業員の違反行為の帰責から、あるいは非難可能な組織・監督の欠如から生じる固有の団体責任を正当化することはできないのであるから²⁸⁾、制裁法の適用範囲から排除されるべきであるとされる²⁹⁾。ミュンヘン草案4条は、「管理的職員または従業員が、委託された活動の機会に違反行為を遂行したにとどまる場合、またはもっぱら利己的な目的のために行為した場合、もしくは違反行為が事業に無関係な過剰行為である場合は、団体の制裁は阻却される。団体の管理的職員または従業員が、違反行為の遂行により、団体の明確かつ具体的な一般的または個別的命令を無視し、そのような違反行為の防止のために適切な保安措置を回避した場合、団体の制裁は阻却される。」と規定する³⁰⁾。1項1号、2号の場合は、違反行為の団体関連性が欠けるために、団体制裁法の適用範囲から構成要件的に排除される。これに対して、1項3号、4号の場合は、訴追可能性の内部的根拠が欠けるのではなく、捜査費用と事件の意義の間の不均衡ゆえに訴追の必要性の欠如に至るのであり、この限りで現在の草案5条（団体制裁の阻却）の相当な拡大が検討に値するとの指摘がある³¹⁾。この点について、連邦政府は規定を再検討するとしている³²⁾。

(2)情報提供拒絶権（33条） 団体の情報提供拒絶権について、連邦参議院法律・経済委員会も、本会議も33条の削除を提案する。これは、刑事訴追の有効性を少なからず損なうとの理由からである³³⁾。これに対して、連邦政府

28) Knauer, Der Regierungsentwurf zur Einführung eines Gesetzes zur Sanktionierung von verbandsbezogenen Straftaten- großer Wurf oder bittere Pille?, NSTZ 2020, S.441 (443), Bittmann, Ein Aufschrei!- Zum Referentenentwurf eines Gesetzes zur Stärkung der Integrität in der Wirtschaft, ZWH, 2020, S.157 (159).

29) Schweiger, a.a.O. (Anm.25), ZIS 2021, S.137 (141).

30) Saliger/Tsambikakis/Mückenberger/Huber (Hrsg.) a.a.O. (Anm.24), Münchner Entwurf, S.13,54f.

31) Schweiger, a.a.O. (Anm.25), ZIS 2021, S.137 (141).

32) BT-Drs.19/23568, S.152.

33) BR-Drs.440/20 (Empfehlungen), S.29f., BR-Drs.440/20 (Beschluss), S.15f.

は、規定は刑事訴追を損なうものではなく、公正な手続の表明であるとして、提案を拒否する³⁴⁾。ここでの問題の背景には自己負罪拒否特権原則の妥当性の問題がある。連邦憲法裁判所は、自己負罪の自由の原則は、その本質により、自然人に帰せられる人間の尊厳に根差すものであるとの理由から、法人への転用を拒否する³⁵⁾。もっとも、近年、自己負罪原則を基本権から導き出すのではなく、法治国家原理から生じる手続的保障と解する見解が有力である³⁶⁾。そうであるとすれば、連邦政府の黙秘権についての決定は正当であり、刑事訴訟法上の被疑者の地位の承認の一貫した帰結であるとして、これに賛成する見解もある³⁷⁾。

3 起訴法定主義

政府草案は、3条1項において、「科せられる (wird …verhängt)」と規定されており、24条において、別に定めがない限り刑事訴訟法の準用が規定されていることから、起訴法定主義が妥当し、これにより平等な法適用が確保されるとする。また、35条以下の団体に対する特別な打ち切り事由による補充によって、個々の場合に正当な解決が保障されるとされる³⁸⁾。

これに対しては、起訴法定主義の導入により、コストのかかる訴訟の著しい増加が予想され、制裁の必要のない団体に対する制裁手続を行わなければならなくなり、警察、検事局、裁判所における専門家・IT技術などの人的・物的資源の改善がなければ、目的を達成することはできないとの批判がある³⁹⁾。起訴法定主義は、企業責任と個人責任の構造的な相違を見誤るもので

34) BT-Drs.19/23568, S.154.

35) BVerfG NJW 2017, 1841 (1843f.).

36) Hoven/Weigend, Der Kölner Entwurf eines Verbandssanktionengesetzes, ZRP 2018, S.30 (33).

37) Schwiger, a.a.O. (Anm.25), S.137 (148).

38) BR-Drs.440/20 (Begründung), S.55. 広範な打ち切りの可能性の点から、起訴法定主義は無制限に適用されるわけではなく、「象徴的な引き上げ (Aufwertung)」にとどまるとするのは、Waßmer, Habbuch des Strafrechts Bd.3, 2021, §49 Rn.172.

39) DRB, Stellungnahme des Deutschen Richterbundes zum Entwurf eines Gesetzes zur Stärkung der Integrität in der Wirtschaft, 2020, S.1, Stellungnahme des Nationales Normkontrollrats gem. §6 Abs.1 NKRg (Drs.440/20, Anlage), S.4, BR-Drs.440/1/20 (Empfehlungen), S.7f.

ある。また、刑事訴追機関に多くの機能を阻害する訴訟の開始を強いるものである⁴⁰⁾。そこから、重大な経済犯罪、企業幹部の重大な懈怠、違反の重点が個人の責任領域にはない場合にのみ、起訴強制は導入されてよいとされる⁴¹⁾。また、ヨーロッパにおける諸外国においては、起訴便宜主義が採用されている⁴²⁾。なお、オーストリア団体責任法18条は、捜査が、事件の意義または予想される制裁と明らかに不均衡な高額な費用と結びついている場合には、訴追の免除を可能とする。同時に、重大な結果を伴い、団体に由来する行為遂行の危険ゆえに訴追が必要な場合、この裁量は法律により拘束される⁴³⁾。そこから、連邦参議院は、法律上制限された起訴便宜主義に賛成する。これにより、実務の機能障害の負担を回避し、団体の経済目的の可否かで区別するという政府草案がもたらした問題も取り除くことができる⁴⁴⁾。

ケレン草案13条は、「団体の逸脱行為の訴追には刑事訴訟法152条（起訴法定主義）および160条（事実解明義務）が適用される。検事局は、捜査が十分な契機を提供し、14条（手続の打ち切り）および15条（外国における制裁の場合の手続の打ち切り）に基づく手続打ち切りの可能性が利用されない場合、公訴を提起する。」と規定する。これは、刑事訴追機関の捜査義務を導入するものであり、公訴提起は検察官の裁量であり訴追は強制されないことを意味する⁴⁵⁾。

ミュンヘン草案24条は、「(1)団体逸脱行為の訴追には刑事訴訟法152条および160条が準用される。(2)検事局に団体逸脱行為の十分な契機が存在する場合、検事局は、逸脱行為の重点が個人の責任領域にあるのか、団体の責任領域にあるのかを検討する。検事局が、重点が個人の責任にあると判断した場

40) BR-Plenarprotokoll 933 (18.19.2020), TOP46, S.321.

41) BR-Plenarprotokoll 933 (18.19.2020), TOP46, S.322, BR-Drs.440/20 (Beschluss), S.5ff.

42) Vgl. Schrömann, Der Referentenentwurf des Verbandssanktionengesetzes- Anspruch und Wirklichkeit, ZIP 2020, S.105 (111).

43) §18 öVbVG.

44) BR-Drs.440/1/20 (Empfehlungen), S.8.

45) Henssler/Hoven/Kubiciel/ Weiged, Kölner Entwurf eines Verbandssanktionengesetzes, NZWiSt 2018, S.1 (10).

合、それを文書に記録し、団体の訴追を一時的に打ち切ることができる。新たに加わった事情から、別の判断を要する場合、これを同様に文書に記録し、団体に対する捜査を再開する。(3)捜査が十分に公訴提起の契機を提供する場合、検事局は起訴状を管轄裁判所に提出することにより公訴を提起する。(4) 刑罰の予測が180日以下の場合、検事局は略式命令を申請することができる。刑事訴訟法407条以下（略式命令手続）を準用する。」と規定する。これは、修正された起訴法定主義の導入を規定するものである⁴⁶⁾。

これらの批判に対して、連邦政府は、連邦全体の統一かつ強力な企業犯罪事件の訴追がもたらされるとして、起訴法定主義を維持すべきであるとする。たしかに、警察、裁判所、検事局に多くの費用が生じるが、必ずしもすべての軽微な違反がコストのかかる公判を伴う制裁手続により訴追される必要はないのであるから、司法の過度の負担にはならないこと、また、一連の特別な打ち切り規定により、事件および各企業の特殊性に柔軟かつ正当に対応できることを根拠とする⁴⁷⁾。このように、起訴法定主義導入に伴う司法の負担過重回避の方策としては、1)起訴法定主義を一定の行為類型に限定する、2) 捜査義務に限定し、訴追は検察官の裁量にゆだねる、3) 規模が一定以下の小規模団体を適用領域から除外する⁴⁸⁾ という方向性が示されている。

4 団体内部調査（16～18条）

(1)事態解明への本質的貢献（17条1項1号） 団体内部調査のための基準の法律上の確定により法的安定性をもたらすことが、連邦政府の特別な関心

46) Saliger/Tsambikakis/Mückenberger/Huber (Hrsg.) a.a.O. (Anm.24), Münchner Entwurf eines Verbandsanktionengesetzes, S.24, 74f.

47) BT-Drs.19/23568, S.152.

48) ミュンヘン草案1条2項第2文は、500万ユーロ以下の財産を有する公益財団、200万ユーロ以下の社団財産を有する非経済的社団、49人以下の従業員の経済的に活動する団体、違反行為以前3事業年の平均売上げ（精算額）が1000万ユーロ以下の経済的に活動する団体を、適用領域から除外する（Saliger/Tsambikakis/Mückenberger/Huber (Frsg.), a.a.O.Anm. 24), Münchner Entwurf, S.11, 45f.)。

事であったが⁴⁹⁾、この内部調査に関する規定に対して、以下のように最も激しい批判が加えられた。法治国家的に疑わしい捜査の民営化である⁵⁰⁾。団体制裁の減輕の要件として団体行為の解明への本質的な貢献が要件とされる(17条1項1号)が、捜査機関が自ら事態を解明した場合には本質的な解明貢献は存在しないとするのみで⁵¹⁾、いつからの解明貢献が本質的であるのかは十分には説明されておらず不明確である⁵²⁾。これは、国家による解明義務を不当に私人に転換するという問題を隠蔽する⁵³⁾。内部調査の実施・委託の早期の決定を迫られる企業の負担、内部調査の結論を数カ月から数年後に受け取ることになる検察官の負担は過大である。

ここで重要なのは、団体側が有する資料により、刑事訴追機関が非難の種類・範囲、責任者を特定することができるか否かであるから⁵⁴⁾、本質的な事態解明貢献を構成する具体的な事情を、条文自体、あるいは理由書において挙げるのが望ましいとの指摘がある⁵⁵⁾。

(2) 弁護と調査委員長の区別 (17条1項2号) 政府草案17条1項2号は、団体の弁護と内部調査委員長の結合は、団体内部調査の結論の信頼性を弱め、

49) “Ein neuer Aufbruch für Europa, Eine neue Dynamik für Deutschland, Ein neuer Zusammenhalt für unser Land”, Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und SPD v.12.3.2018, S.126, Zeilen 5895ff.

50) BR-Plenarprotokoll 933 (18.9.2020), TOP46, S.321, DAV, Deutscher Anwaltverein (DAV), Stellungnahme zum Referentenentwurf eines Gesetzes zur Stärkung der Integrität in der Wirtschaft (Stellungnahme Nr.39/2020), S.23.

51) BR-Drs.440/20 (Begründung), S.94.

52) Bittmann, a.a.O. (Anm.28) ZWH 2020, S.157 (160), Cordes/Wagner, Der Entwurf eines Gesetzes zur Stärkung der Integrität in der Wirtschaft- Fundamentale Reform oder alter Wein in neuen Schläuchen?, NZWiSt 2020, S.215 (218), Knauer, a.a.O. (Anm.28), NSTz 2020, S.441 (445f.), Ströhmann, a.a.O. (Anm.42), ZIP 2020, S.105 (110).

53) DAV, a.a.O. (Anm.50), S.23, Brouwer, Objektive Gefährdungshaftung mit Zwang zur Kooperation?, AG 2019, S.920 (923), Nienaber/Schauenburg/Wenglarczyk, Ein Blick auf das geplante Verbandssanktionengesetz aus der anwaltlichen Praxis unter besonderer Berücksichtigung der Anforderungen an Interne Untersuchungen, NZWiSt 2020, S.223 (227), Schweiger, a.a.O. (Anm.25), ZIS 2021, S.137 (148), Waßner, a.a.O. (Anm.38), §49 Rn.175.

54) アメリカにおいては、量刑ガイドラインにおいて具体化されている。U.S. Sentencing Guidelines Chapter 8 C2.5 (g), Commentary (note 13), Nienaber/Schauenburg/Wenglarczyk, a.a.O. (Anm.53), NZWiSt 2020, S.223 (229).

55) Schweiger, a.a.O. (Anm.25), ZIS 2021, S.137 (149).

刑事弁護委任と内部調査は衝突に至り得るとして、両者を区別することによってのみ、団体内部調査委員長の独立性および訴追機関への信頼を確保できるとするのであるが⁵⁶⁾、この点については、以下のように批判が強い。このような見解には経験的証明はない⁵⁷⁾。今日、団体内部調査の遂行は、有望な弁護戦略の重要な構成要素であり、企業弁護と内部調査による事態の解明とは表裏一体ともいえ⁵⁸⁾、内部調査と弁護の間には利益衝突は存在しない、ないしは連邦弁護士法43a条（利益相反弁護の禁止）、刑法356条（当事者への背信）における利益衝突に関する規定と矛盾する⁵⁹⁾。

通常、内部調査の遂行は、第三者により行われ、企業弁護とは分離されているが⁶⁰⁾、これは、内部調査が、刑法のみならず、団体における会社法・労働法・責任法（Haftungsrecht）的問題解決にも資するものであるために、専門知識を有する者が行うのであり、利益衝突の可能性の懸念には根拠はない⁶¹⁾。アメリカ法においては、このような区別は存在しないことからみても、弁護と内部調査を区別しないことが有意義である⁶²⁾。アメリカにおいては、企業が司法省刑事局（Criminal Division des Department of Justice）と協力すれば、時間的に解明段階と弁護段階との間に明確な区別が存在し、解明段階においては、企業は調査する弁護士により調査された事態の情報を利用することができ、事態解明が終了すると、直ちに司法省は、調査を行い事態を正確に知る同じ企業弁護士に、弁護の主張の申立てを要請する。この事象は、

56) BR-Drs.4040/20 (Begründung), S.94.

57) Spörl, Gesetz zur Stärkung der Integrität in der Wirtschaft (Stellungnahme des Max-Planck-Instituts zum Referentenentwurf des Bundesministeriums der Justiz und für Verbraucherschutz), 2020, S.16.

58) DICO, Pressemitteilung von DICO zum Referentenentwurf eines Gesetzes zur Bekämpfung der Unternehmen, 10.09.2019.

59) DAV, Stellungnahme, a.a.O. (Anm.50), S.20.

60) Drinhausen, Verbandsaktionengesetz- Quo vadis?, BB 2020, S.1.

61) Schweiger, a.a.O. (Anm.25), ZIS 2021, S. 137 (149).

62) Prierer/ Ritzenhoff, Das Verhältnis von interner Untersuchung und (Unternehmens-)Verteidigung, WiJ 2019, 166 (172), Schweiger, a.a.O. (Am.25), ZIS 2021, S.137 (149f.).

弁護士・依頼者間の秘匿特権により保護される⁶³⁾。

この区別と草案18条第1文における制裁減輕の褒賞が結びつけられると、団体には費用の二重負担が生じることにもなる⁶⁴⁾。このように、両者の区別は、法治国家的に問題があり、弁護の有効性を弱体化させる⁶⁵⁾。政府草案の背景には、弁護士に対する不信があるように思われるが、今一度その根拠を検討すべきであるとされる⁶⁶⁾。

(3)差押え禁止の制限 政府草案は、刑事訴訟法97条（差押えの禁止）1項3号⁶⁷⁾、同条2項第2文⁶⁸⁾、160a条第5項⁶⁹⁾について、以下のような改正を規定する⁷⁰⁾。

97条1項3号：「3. その他第53条第1項第1号から第3号bまでに掲げる者との信頼関係に帰属し、かつその者の証言拒否権が及ぶすべての物。医師の診断結果を含む。」

同条2項第2文：「以下の場合、差押えの制限は、これを適用しない。

1. 特定の事実が、証言拒否権を有する者が行為またはデータの蔵匿、犯人庇護、刑の免脱、もしくは盗品等蔵匿に関与した、または物が犯罪行為によって産出され、犯罪遂行に使用され、

63) Nienaber/Schauenburg/Wenglarczyk, a.a.O. (Anm.53), NZWiSt 2020, S.223 (229f.).

64) Waßmer, a.a.O. (Anm.38), §49 Rn.177, Schweiger, a.a.O. (Anm.25), ZIS 2021, S.137 (150).

65) DAV, Stellungnahme, a.a.O. (Anm.50), S.5.

66) Waßmer, a.a.O. (Anm.38), §49 Rn.177.

67) 「その他第53条（業務上の秘密に基づく証言拒否権）第1項第1号から第3号bまでに掲げる者（聖職者、被疑者・被告人の辩护人、弁護士・弁護士の法律補助者、弁理士、公証人、公認会計士、税理士、税務代理人、医師、歯科医師、心理療法士、児童・少年精神療法士、薬剤師、助産婦）の証言拒否権が及ぶすべての物、医師の診断結果を含む。」は差し押さえることができない。

68) 「差押えの制限は、証言拒絶権者が犯罪に関与し、またはデータの蔵匿、犯人庇護、刑の免脱、もしくは盗品等蔵匿を行うと疑う理由となる事実があるとき、または差し押さえるべき物が犯罪行為によって取得され、犯罪行為の用に供され、供されようとし、もしくは犯罪行為に由来するものであるときは、これを適用しない」。

69) 「97条、100d条第5項（53条の場合には、100b条（オンライン検索）、100c条（屋内の音声の傍受）の処分を行うことができない。）および100g条第4項（通信履歴の取得）の効力には影響がない」。

70) BR-Drs.440/20 (Begründung), S.33f (Artikel4 Änderung der Strafprozessordnung).

使用されようとし、または犯罪行為に由来するという疑いを基礎づける場合。

2. 誠実な商人または事業者であれば、その業務の監督の範囲において、その保管が法律上義務づけられる記録および物について。」

第6項を挿入する。

「第1項から第5項に基づいて差押さえに服さない証拠手段の発見目的の搜索は許されない。」

160a条第5項：「第1項から第4項は、94条（証明を目的とする物の保全と差押え）、95条（引渡義務）、100b条（オンライン搜索）、100c条（屋内の音声の傍受）、100g条（通信履歴の取得）、102条（被疑者についての搜索）、103条（被疑者以外の者についての搜索）、および110条（書類および電磁的記録媒体の通覧）には適用しない。」

この改正により、差押えの対象となる物が、被疑者と業務上の秘密保持者との間の信頼関係に帰属することが差押え禁止の要件となる。ここでは、信頼関係をどのように理解するかが明らかでないことが批判されている⁷¹⁾。これによると、弁護依頼外のあらゆる弁護士活動の記録が、刑事訴追機関の搜索・差押えの危険にさらされる⁷²⁾。事実上の自己負罪の強制という憲法上の問題も指摘されている⁷³⁾。弁護士とその依頼人との間の信頼関係は、法治国家の本質的要素であるから、内部調査において作成されたすべての書類は、弁護依頼かその他の依頼にかかわらず、内部調査に関する記録について差押さえは禁止されるべきであるとされる⁷⁴⁾。

71) Knauer, a.a.O. (Anm.28), NSTz 2020, S.441 (451), Schweiger, a.a.O. (Anm.25), ZIS 2021, S.137 (150).

72) DAV, Stellungnahme, a.a.O. (Anm.50), S.25.

73) DICO, a.a.O. (Anm.56).

74) Schweiger, a.a.O. (Anm.25), ZIS 2021, S.137 (151), DAV, a.a.O. (Anm.50), Stellungnahme, S.28. Vgl.§18 Abs.2 Kölner Entwurf, Henssler/Hoven/Kubiciel/Weigend, a.a.O. (Anm.45), NZWiSt 2018, S.1 (4), §38 S.1 Münchner Entwurf, a.a.O. (Anm.24), S.32.

(4) **不断かつ無制限の協力の要件 (17条1項3号)** 政府草案17条1項3号は、団体制裁を減輕することができるのは、「団体または団体に委任された第三者が、不断かつ無制限に訴追機関に協力する」場合であるとする。この要件は、4号、5号に規定された要件に鑑みて不要であり、適用範囲を不当に制限すると批判されている⁷⁵⁾。また、いつから協力義務が発生するのかは明らかではない⁷⁶⁾。理由書によれば、3号によって、届け出義務または団体内部調査の結論を即座に伝える義務が生じるわけではない⁷⁷⁾。また、捜査機関が捜査中に団体に申し出た場合、団体は遅滞なく訴追機関に協力する場合にのみ制裁が減輕されうるとされるが⁷⁸⁾、減輕の範囲の確定にとって重要であるから、いつまでであれば協力が遅滞ないといえるかを明らかにすることが望まれるとの指摘がある⁷⁹⁾。

(5) **公平な裁判原則 (17条1項5号)** 本号は、証言拒否権およびその教示の必要性の保障により、従業員への質問の場合にも公正な裁判原則を法律上位置づけるものである⁸⁰⁾。これは、国家の任務を団体に移行するのであれば、従業員に対しても最低限法治国家的基準の維持が要求されるとして、基本的には歓迎されている⁸¹⁾。しかし、従業員の証言拒否の結果は常に制裁減輕の可能性が失われるのかは明らかではないが、草案17条が、事実解明への本質的な貢献と結びつけられていることからすると、従業員への質問では事態の解明に至らなかったが、検察官の質問により解明される可能性があれば、それは協力する企業の不利益になり得る。また、一方で、企業には会社法上の内部調査義務があるが、他方、捜査手続の被疑者ではなく、弁護士事務所と依頼関係を維持する限り、その結果は捜査機関により利用され得ることにな

75) BR-Drs.440/1/20 (Empfehlungen), S.27.

76) Knauer, a.a.O. (Anm.28), NStZ 2020, S.441 (446), Brouwer, a.a.O. (Anm.53), AG 2019, 920 (923), Schweiger, a.a.O. (Anm.25), ZIS 2021, S.137 (152).

77) BR-Drs.440/20 (Begründung), S.95.

78) BR-Drs.440/20 (Begründung), S.95.

79) Schweiger, a.a.O. (Anm.25), ZIS 2021, S.137 (152).

80) BR-Drs.440/20 (Begründung), S.96.

81) Schweiger, a.a.O. (Anm.25), ZIS 2021, S.137 (152).

るという問題がある⁸²⁾。

そこで、法治国家的理由から、刑事訴訟法55条に基づく教示が行われない場合に、被質問者に、刑事訴追機関との関係においても認められる証拠利用禁止を認めることが望ましいとの指摘がある⁸³⁾。これにより、内部調査が刑事訴追機関のための証拠資料になることが回避される⁸⁴⁾。ミュンヘン草案35条2項第3文は、「教示が不完全な場合、内部調査の範囲における供述は利用することができない。」と規定する⁸⁵⁾。

四 おわりに

連邦参議院においては、2020年9月8日に、法務・経済委員会の28項目におよぶ意見が公表され、法務・経済委員会は草案を否決することを連邦参議院に勧告したが⁸⁶⁾、連邦参議院は、9月18日に、本質的部分においては政府草案を支持し、若干の修正を提案した⁸⁷⁾。10月21日、連邦政府は、連邦議会に政府草案を提出した⁸⁸⁾。その後連邦議会において審議されたことから⁸⁹⁾、最も重要な関門を突破し、成立は時間の問題と考えられていたところ、今立法期においては成立を見ないというニュースは突然であった⁹⁰⁾。

これは、連立政権内部において、内部調査に基づく報告書の取り扱いの関連規定についての見解の相違が大きくなり、CDUが団体制裁法の立法計画を支援せず、草案の連邦議会での審議を拒否したためであった。その背景に

82) Waßmer, a.a.O. (Anm.38), §49 Rn.173.

83) Schweiger, a.a.O. (Anm.25), ZIS 2021, S.137 (154).

84) Weigend/ Hoven, a.a.O. (Anm.36), ZRP 2018, 30 (33), DAV, Stellungnahme, NZG 2020, S. 298 (304), Nienaber/Schrauenburg/Wenglarczyk, a.a.O. (Anm.50), NZWiSt 2020, S.223 (229), Waßmer, a.a.O. (Anm.38), §49 Rn.174.

85) Saliger/Tsambikakis/Muckenberger/Huber (Hrsg.), a.a.O. (Anm.24), S.31.91.

86) BR-Drs.440/1/20 (Empfehlungen), S.1.

87) BR-Plenarprotokoll 993, TOP46, S.321-323, BR-Drs.440/20 (Beschulss), S.1.

88) BT-Drs.19/23568.

89) BT-Drs.19/26453, BT-Drs.19/26830.

90) Frankfurter Allgemeine Zeitung v. 9. Juni 2021.

は、団体内部調査に関して、企業弁護と内部調査の区別から、従業員の違反行為の発見を企業自体に要求し、企業は弁護人の特権を援用できないことから、その結論は検事局により差押えされる可能性があるために、事態解明への動機づけとはならず、このような内部調査は行われまいであろうという懸念があるといわれている⁹¹⁾。政府草案は、たしかに従来の欠陥を緩和しうるが、新たな欠陥を生じさせるとの評価もある⁹²⁾。それでも、明らかにコンプライアンス措置を強化し、内部調査により企業犯罪の解明へと動機づける法律上の基礎をもたらしただといえる⁹³⁾。したがって、事態が後戻りすることはないであろう。

前述のように、政府草案に対しては、多くの批判が加えられ、新たな提案もみられる。連邦政府も、そのうちのいくつかの点については検討することを表明している。また、企業制裁システムの統一に関するヨーロッパにおける政治的圧力の強さ、これまでの議論によるコンプライアンスの意識の強化からすると⁹⁴⁾、OECDが、ドイツに企業刑法導入の改革を要請したこともあり⁹⁵⁾、今後、次の立法期において、団体制裁法案がどのように取り扱われるのか、その動向が注目される。

91) Peukert/Sinn, Das Verbandssanktionengesetz- eine Historie des Scheiterns (?), Newsdienst Compliance 2021, 230005, Compliance digital, 02.07. 2021, Hahn/Schmitt-Leonardy, Das Gleiche, aber anders- und vor allem professioneller, Legal Tribune Online 15.09.2021.

92) Waßmer, a.a.O. (Anm.38), §49 Rn.176.

93) Compliance digital, 02.07. 2021.

94) Peukert/Sinn, Newsdienst Compliance 2021, 230005.

95) Vgl. Anger, Betrug, Korruption oder Umweltdelikte: Unternehmenssanktionen werden kommen, Handelsblatt vom 16.8.2021.